

老朽危険家屋除却費を一部補助します

🗺️ 都市計画課 ☎73-6677

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う人に対し、除却費の一部を補助します。

①対象建築物

次の要件をすべて満たすもの

- ①市内にある建物
- ②現に使用していない空家
- ③建物の半分以上を一般の住宅として使用していたもの
- ④木造または鉄骨造の建物
- ⑤周囲に影響を及ぼす恐れがある建物

※上記の建物で、国が定める評点が合計100点以上となる危険な空家(事前協議により現地確認を行います)。

②対象者

次のいずれかに該当する人。ただし、①から③に該当しても、市税などの滞納がある人や、他の権利者(抵当権設定者など)からの委任を得られない人は対象者となりません。

- ① 登記事項証明書に所有者として記録されている人(固定資産関係資料を含む)
- ② ①の相続人(他の相続人の同意が必要)
- ③ ①または②の人から対象建築物の除却についての委任を受けた人

③対象経費

次のいずれか少ない額

- ①解体・運搬・処分に要する費用(業者見積り)の8/10
 - ②国が定める除却工事により算定した額の8/10
- ※ブロック塀、庭木、家具、電化製品、その他動産などの処分は補助対象外

④補助金の額

対象経費の1/2(限度額:50万円)

⑤受付期間

12月22日(金)まで ※予算が無くなり次第終了

⑥注意事項

- ・事前に市との協議が必要です。
- ・補助金交付決定前に工事着工した場合は、補助の対象となりません。
- ・補助金交付決定を受けて60日以内に完了する工事が対象となります。

※その他にも要件がありますので、詳しくは都市計画課までお問合わせください。

耐震診断・耐震計画・耐震改修を支援します

🗺️ 都市計画課 ☎73-6677

①耐震診断

診断費46,200円のうち、30,800円を市が助成

※市が契約する耐震診断士が訪問し、調査します。

②耐震改修計画

①の結果、危険と判断された住宅の耐震改修設計料に対し、設計額の2/3を助成(上限:7万円/棟)。

③耐震改修工事

危険と判断された住宅の耐震改修工事に対し、工事費の1/2を助成(上限:60万円)。建て替えも対象となります。

※依頼業者は、島原半島内の事業所で、建設業の許可を受けた事業所、または建築士が施工監理を行う業者に限ります。

●対象住宅

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅で、申請者本人(税金に未納がない人)が所有し、居住する住宅

●必要書類

耐震診断申込書、納税証明書、確認通知書または登記書の写し、案内図

※申込みに伴い得た個人情報については、申込者情報管理の目的の範囲内でのみ利用し、適正に管理します。
※補助金交付前に工事着工した場合は、補助の対象となりません。



特設人権相談所を開設します

🗺️ 市民サービス課 ☎73-6647

●受付時間

午前10時～午後4時

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

家庭内の問題(DVや遺産相続)、隣近所のトラブル(土地問題)などさまざまな悩み事や心配ごとを各地域の人権擁護委員が受け付けます。

相談は無料で秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

実施日	地区	会場	人権擁護委員名	
5月31日(水)	深江	深江公民館	渡邊 林	古川さわ子
	有家	ありえコレジヨホール	木村 優仁	吉岡 純子
	北有馬	北有馬老人福祉センター	八木 正勝	陣川美図子
	口之津	口之津公民館	黒嶋 誠人	橋口由美子
6月1日(木)	布津	布津公民館	山崎 幸成	吉田アツ子
	西有家	西有家総合学習センター	近藤 正治	川上 玲子
	南有馬	原城オアシスセンター	内山 哲利	松島 澄子
	加津佐	加津佐総合福祉センター希望の里	成末 浩二	林田 梨恵